

第1回 (仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 会議要録

- 1 日時 令和4年6月9日(金) 10時～11時30分
2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
3 出席者 柴崎委員(委員長)、廣田委員、石塚委員、太巻委員、渡部委員、岩橋委員、阿子島委員、関委員、月橋委員
区側：総務部長、情報公開課長、事務局職員

4 傍聴人 0人

5 配付資料

【資料1】練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較・整理一覧表

【資料2】今後のスケジュールについて

【資料3】開示等請求における手数料について

【資料4】開示請求等の手続き(開示決定等の期限)について

【資料5】開示等請求における不開示情報について

【参考】自己情報開示等請求の実績について

6 会議の概要

- (1) 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) 開示手数料について
- (4) 開示請求等の手続きについて
- (5) 不開示情報について

7 発言内容

(以下敬称略)

(情報公開課長)	本日はお忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。 ただいまから第1回(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会を開催いたします。 はじめに、開会にあたりまして、総務部長の佐古田よりご挨拶を申し上げます。
(総務部長)	皆さんおはようございます。総務部長の佐古田でございます。 個人情報保護法施行条例の検討委員会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。 特に区民委員の方々からは、多くの参加のご意向をいただきまして、学識経験者の方を含めて12名で委員会を組ませていただくことになりました。本当にありがとうございます。 前回の審議会で説明いたしましたが、今回個人情報保護法の改正法の施行により、個人情報保護制度の運用が、令和5年度から大きく変わることになります。

	<p>改正法におきましては、法が直接適用されるということで、地方公共団体が裁量で決められる事項はそう多くはございませんが、区としても皆様と議論を重ね、皆様の意見を踏まえた上で条例化を進めていきたいと考えております。</p> <p>各検討事項について、法の規定や現状を踏まえまして区としての方向性の案を示させていただきます。こちらについては、現場で事務を担当する我々職員が作成したものになりますので、委員の皆様には区民感覚並びに専門的な見地からご意見をいただければ、深甚に存じます。</p> <p>これから8月の初旬まで、集中的にご審議をいただくこととなりますので、みなさま体調に留意されながらお願いしたいと思います。これからどうぞよろしくお願いいたします。</p>
(情報公開課長)	<p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>事前にお配りしております資料のうち、【(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会設置要綱】をご覧ください。この要綱は、本委員会の設置に関する要綱でございます。</p> <p>要綱第5条におきまして、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」としています。</p> <p>事務局からの提案になりますが、本委員会には審議会の柴崎会長にもご参加いただいておりますので、本委員会の委員長も柴崎会長にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
(各委員)	一意義なし
(情報公開課長)	それでは、これからの進行は柴崎委員長にお願いいたします。
(委員長)	<p>コロナ禍はだいぶ収まりつつありますが、皆様には積極的に委員会に参加のご意向をいただきましてありがとうございます。今日はまたお忙しいところありがとうございます。</p> <p>それでは早速、本日の議事に入らせていただきます。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>はじめに、(1)の「練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較について」ご説明をしていただくことになるのですが、この比較表と議事の(2)の「今後のスケジュール」も関連する案件になるとのことですので、まとめて資料の説明をお願いします。</p> <p>説明の際は、着席していただいて結構です。</p>
(情報公開課長)	【資料1 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較・整理一覧表】および【資料2 今後のスケジュールについて】の説明
(委員長)	<p>ただいま、事務局より資料の説明がありました。</p> <p>その都度、詳細な説明を事務局からいただけるとは思いますが、今後のスケジュールについて簡単に補足しますと、必ずしも比較表の順番に沿って委員会のスケジュールが進行していくわけではないということのようです。</p>

	<p>簡単に申し上げると、開示請求手続き、開示手数料といった比較的わかりやすい形式的な手続き面から入って、2回目、3回目と回が進むにしたがって、匿名加工情報ですとか深い内容に入っていくようなスケジュールになっていると私は解釈しております。</p> <p>それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
(委員)	<p>全体的な部分について質問です。</p> <p>勉強不足で恐縮ですが、今まで区条例により個人情報保護については適切に運用してきたと思いますが、今回の個人情報保護法の改正に伴う施行条例の制定によって、区民にとってどんなメリットがあるのか教えていただきたいです。</p>
(情報公開課長)	<p>その旨を詳しく説明した資料は、本日ご用意できていなかったと思います。</p> <p>個人情報の運用に関しては、民間事業者を対象とした個人情報保護法と、国の機関を対象とした行政機関個人情報保護法と、各自治体が定める条例と、それぞれ制度が微妙に違っていたということがありました。</p> <p>例えば、災害時に病院間や自治体間で個人情報のやり取りをしようとした時に、制度の壁があって情報の共有ができなかったり、コロナ対応の時にも保健所と病院との情報のやり取りがうまくできなかったり、個人情報の運用についてスムーズに進まなかったということが、改正のポイントだと捉えています。</p> <p>全国統一のルールを作ることで、安全管理体制を図りながら個人情報の連携が進み、新たな区民サービスにつながるものと思っています。</p> <p>そういったメリットは、すぐには皆様に実感いただけるものではないと思いますが、そういった個人情報の利活用の有用性を使って、新たな行政サービスの提供につなげていけるというところでご理解いただければと思います。</p>
(委員長)	<p>制度の一元化というのは大きな問題で、今までは個人情報の保護について、民間と国と地方公共団体と独立行政法人が別々に規定されていましたが、考えてみれば、同じ個人情報の保護であれば、同じ基準で運用された方が望ましいわけですね。</p> <p>また、監督機関としても個人情報保護委員会が一元的に監督をすると整理されています。こういったことが法改正の大きなポイントの一つだと思います。</p> <p>他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。</p>
(各委員)	<p>—意見なし—</p>
(委員長)	<p>それでは、事務局から提案のあったスケジュールで今後進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次の案件に移ります。(3)「開示手数料」についてです。事務局より資料の説明をお願いします。</p>

(情報公開課長)	【資料3 開示等請求における手数料について】および【参考 自己情報開示等請求の実績について】の説明
(委員長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>1点だけ私の方から皆様にご説明しておきたいのですが、参考資料を見ていただくと、請求の種類として、自己情報開示請求が圧倒的に多く、その他の訂正請求、削除請求、目的外利用の中止請求は非常に少なくなっています。</p> <p>その理由について私見もありますが、自己情報開示請求は、特に請求に関する要件がなく、実施機関に対して自己の情報の開示を求めるものと規定されています。</p> <p>一方、それ以外の請求に関しては条件があります。例えば、訂正請求は、個人情報の事実に関する部分に誤りがある場合しか請求できません。また、削除請求、目的外利用の中止請求も違法行為がないと請求できない規定となっています。</p> <p>こういった理由から開示請求は自由にできるため数が多く、その他の請求は数が少ないということになるかと思えます。また、この傾向は今後変わらないだろうと思われます。</p> <p>こういったことを前提に手数料についてお考えいただけると良いかと思いましたので申し上げました。</p> <p>それではただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
(委員)	<p>私は今回の個人情報保護法の改正について、民間企業、地方公共団体等様々な主体が同じ目線で個人情報を取り扱うことができるようにということを目指していると感じています。同時に、自治体の様々なシステムについて独自性が高く、乱立しているのを国としてなんとかしたいという傾向があると自分なりに解釈しています。</p> <p>そのあたりを前提に考えて1つ疑問に思ったのが、現状どおり無料のサービスが提供できるという視点で、事務局がA案を今後の方向性として選んでいる点です。そもそも現状はなぜ、無料なのでしょう。</p>
(情報公開課長)	<p>基本的に手数料の考え方としては受益者負担とするべきです。練馬区個人情報保護条例の手引きでも基本的には手数料を取るべきという考え方でございます。</p> <p>ただし、区としては、自己情報のコントロール権ということで、自分の情報がどのように取り扱われているかを知る権利として保障する必要があることを重要視しています。</p> <p>以上のことから、条例の制定時から、本来ならば有料にする必要があるかもしれないが、自己情報のコントロール権を保障するのに手数料をとるのはいかがなものかという考えのもと、無料で運用してきました。</p>
(委員)	<p>ありがとうございます。今のご説明でなぜ無料としたのか、あるいは無料にしようとしているのが確認できました。</p>

	<p>そこで申し上げたいのが、通常、受益者が明確に特定できるものについては、受益者がサービスにかかる料金を負担するのが民間的な考えで言えば当たり前と考えております。</p> <p>受益者が特定できない道路工事等の費用については仕方ないと思いますが、受益者が明確できるものについては、サービスを受けた人がしかるべき料金を払うべきだと思います。</p> <p>改正法においても実費の範囲内で支払うという方向性を示されていることを考えると、私としては、実費負担であり、受益者負担であり、減免措置も考慮する余地があるという部分 B 案が現行の法令の趣旨に沿った考えであると思います。</p> <p>もう一点確認させていただきたいのですが、通常の審議会と同様に会議は公開だが、委員がどのような発言をしたかは公開されるのでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>手数料に関しての考え方は委員がおっしゃっていただいたとおりだと思います。</p> <p>なお、委員の発言につきましては、お名前は出しません。委員長は委員長と出ますが、委員の方の氏名については「委員」としか議事録には残らない取り扱いになります。</p>
(委員)	<p>今のお話を伺って、私は A 案がいいと考えています。このタイミングであえて手数料を有料にする合理的な理由が私には思いつかなかったところと、例えば証明書の発行であるとか、施設の利用といった受益者負担の考えで料金を取っている事務と開示等請求における費用の負担というのは根本的に性質というか内容が違うのではないかと思います。</p> <p>今現在、区民が請求した場合に手数料を基本的には無料としていることについては引き続き現状の区民サービスが提供できるという理由から、私は A 案が理にかなっていると思います。</p>
(委員)	<p>1 点だけ確認したいのですが、完全に無料ではなく、開示請求がされて、全部開示、部分開示になって、写しを求めた場合は有料ですね。</p> <p>では、写しを求めないケースはどの程度あるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>基本的に開示請求があった場合には、9 割以上の方が写しの交付を求められるという状況でございます。</p> <p>昨年で考えますと、年間で開示請求が 3 3 3 件ございましたが、閲覧のみという方は 2、3 件程度となっております。</p> <p>さらには、郵送料を負担したうえで郵送の写しの交付を希望される方が 2、3 割程度いらっしゃるような状況でございます。</p>
(委員)	<p>私も専門家ではないので詳しくはありませんが、そもそも平成 15 年に個人情報保護法が制定された背景は、地方自治においては住民主権が大原則だということ、住民には知る権利があることを整理するためであったと私は思っております。</p> <p>よって、手数料に関しては、私は A 案がいいのだらうと思います。</p>

	<p>ただし、検討事項にも書かれているとおり、問題もあろうかと思えますので、引き続き有料化を視野に入れた検討も進めていくべきだと思います。</p> <p>なぜならば、印鑑証明を求めるときとか、戸籍を求めるときと開示請求がどう違うのかというところについて、住民の知る権利を行使するための行為と明確に区別化できるのかというところに疑問が残ります。もし、本当に営業目的等のためのものであれば徴収すべきだと思いますし、そうでない場合は現状通りでもいいかもしれません。</p> <p>請求目的の区別化はおそらく難しいとは思いますが、その辺も含めて区のお考えをお聞きしたいと思えます。</p>
(情報公開課長)	<p>おっしゃっていただいたことは確かだと思います。</p> <p>情報公開請求の場合、6割位が民間の事業者によるものです。現在はこちらの請求について手数料は無料としているところでございます。</p> <p>区政のより良い運営のために、手数料を無料としてやってきたが、一方で大量請求の問題があったり、受益者負担の観点も存在するので、情報公開制度については、引き続き検討していきたいと思えます。</p> <p>自己情報開示請求につきましても、ほとんどが自己情報のコントロール権に基づく請求ではありますが、一部例外があるのは確かです。</p> <p>しかし、請求の理由によって有料か無料かを区別するのは委員のおっしゃるとおり実務的に難しいところがございます。</p> <p>以上のことから、情報公開請求の有料化を含めた検討の中で、自己情報開示請求においても引き続き検討をしていく必要があると考えているところでございます。</p>
(委員長)	<p>手数料を有料にするか無料にするかのポイントは大きく分けて、受益者負担を求めるべきかの観点と、法律家的な発想にはなりますが、権利の濫用防止の観点の2点になるかと思えます。</p> <p>権利濫用的な請求はないと資料にありますが、そういうことでよいのでしょうか。また、今後の見通しとしてはどうでしょうか。</p>
(事務局)	<p>今後の見通しというところなんですけれども、過去5年間の実績を踏まえたと、同じ方が請求をされているケースはほぼないというところがございますので、今後も権利の濫用にあたるような請求はないものと考えているところでございます。</p>
(委員長)	<p>そうすると、受益者負担の考え方を反映させるべきかという論点が重要ということですね。</p>
(事務局)	<p>そう考えております。</p>
(委員)	<p>私は、A案に賛成ですが、具体的に実費には何があたるのでしょうか。コピー代ですとか郵送代以外に何かかかるのでしょうか。</p> <p>また、この論点でお聞きすることではないかもしれませんが、目的外利用等の中止請求について、違法でない請求できないという法の趣旨がわ</p>

	<p>からないので教えていただきたいです。</p>
(委員長)	<p>法の趣旨というのは、違法な場合に限って中止請求を認めている法の趣旨ということでしょうか。</p>
(委員)	<p>違法じゃないにしても、個人にとって有利であっても、やはり感情的に嫌だと思えることはあると思います。その点について、条例第 23 条の法の趣旨について教えていただけたらと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>まず、実費の部分でございますが、基本的には、コピー代と郵送料です。あとは支払方法で振込を希望された場合の振込手数料です。</p>
(委員長)	<p>法の趣旨についてですが、個人情報保護法では、個人情報の有用性と個人の権利利益の保護についてバランスをとって行うことを謳っています。</p> <p>どういう意味かと申しますと、個人情報がないとまず行政は動きません。民間企業も個人情報を基に事業を展開していくので、事業を営む上で非常に大事です。そのため、個人情報をある程度使う必要があるということは社会的な大前提としてあります。</p> <p>しかし、個人情報がいかに有用で行政や事業を営む上で必要であっても、個人の権利利益を侵害することは許されないのです、そのバランスを図ろうというのが、まず個人情報保護法の目的になります。</p> <p>なので、中止請求についてもむやみやたらに認めてしまうと行政や事業が営めなくなってしまうので、違法な場合に限って本人の権利利益を守るために中止請求を認めましょうというのが、私の理解している条例の趣旨です。個人情報の有用性と個人の権利利益の保護についてバランスをとっているというのがポイントだと思います。</p>
(委員)	<p>今回、素朴な感想を言うと、ものすごく資料がしっかり作られているという印象でございます。</p> <p>手数料の件ですが、個人情報保護法自体が、国会が作った法律であり、89 条では手数料を納めなければならない規定になっていると思います。</p> <p>ならない規定として定められているものを、ガイドラインでどこまで修正していいのかという検討が必要なのではと思います。</p> <p>また、1 点教えてほしいのですが、ガイドラインには、民間部門のガイドラインを参照することが必要であると書いてありますが、民間部門に関して、行政機関等ガイドラインと同様に手数料を無料にすることも可能であると書いてあるのでしょうか。もし書いてあった場合にも、民間が無料にするとお考えません。他区が無料とした場合も、練馬区は先陣を切って、行政として必要な負担として、手数料を収めてもらうという判断があってもいいのではと思います。</p> <p>それから、今回死者に関する情報が法の対象から外れると思いますので、これまでに練馬区の実績では死者に関する請求が圧倒的に多いので、これを実質的にどうしていくのかを教えてくださいませんか。</p>
(情報公開課長)	<p>まず、民間の方のガイドラインについて、手元にないので確認できてい</p>

	<p>ませんが、おそらくそういった記載は無いのではと思われます。</p>
(委員)	<p>多分無いですね。</p> <p>というのは、ガイドラインは国が作成していると思いますが、国が民間に対して無料にしろという趣旨のガイドラインは作れないと思います。民間企業は有料で請求を受けることになるのとすると、民間とのバランスをどうするのかは慎重に検討しないと、区が無料にしているのに民間は有料なのかと逆に批判を受けやすくなると思います。</p> <p>そこはそれなりの重みをもって検討いただきたいと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>私の記憶では、民間企業で1件 1,000円としているところもあったと思います。ただし、行政では多くの区で無料としているので、国としてもガイドライン作成時に混乱を避けるための配慮で無料も可としたのかなと想像できます。</p>
(事務局)	<p>死者の情報に対する今後の開示請求への対応ですけれども、国からは今回の個人情報保護法での開示請求の対象については生存している方のみとなっているところでございますが、死者の情報につきましては、個人情報保護制度とは別の形で、法律に抵触しない限度で、条例等において死者の情報に関する開示の規定を設けて、運用していくことを妨げるものではないということが示されております。</p> <p>ということで、練馬区においては、別途要綱等で死者の情報を開示する制度を別の制度として作って運用していくといったことを想定しています。</p>
(委員)	<p>ありがとうございました。その別の制度においては、開示請求があった場合の費用はどうするのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>費用につきましては特段まだ検討していませんが、基本的には保護法に基づく開示請求に合わせるような形になろうかなという風に考えているところでございます。</p>
(委員長)	<p>勉強不足で申し訳ないのですが、法 89 条をみると、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとなっていて、実費と手数料が同じもののような書きぶりですが、これは違うものですね。</p> <p>ここでいう手数料と実費の意味とレジュメにある手数料と実費の意味のニュアンスが少し違う気がしています。要するに実費を超える部分について今議論しているわけであって、実費はもちろん請求するのがほぼ原則になっていると思います。完全に無料というのは個人情報保護法では認められていないというご理解ですね。</p>
(事務局)	<p>実費をどこまで含めるかということになるかと思いますが、人件費等を含めた上で判断するというのが国の考え方でございまして、私どもの方で今回お示ししている実費というのは、コピー代等を想定しております。</p>
(委員)	<p>今の手数料と実費ですけれども、手数料だけでいえば請求が約年 300 件だから、9万円を超える程度の額になりますよね。区民のサービスというこ</p>

	<p>とから言えば、極端な話ですが9万円程であれば区の財政からいっても手数料を無料にしても問題はないだろうと思います。</p> <p>実際には実費がどのくらいかかっているのかその比率はどのくらいなのでしょう。</p>
(情報公開課長)	<p>自己情報開示請求で多いのは死者の情報に関する請求で、このケースの場合、開示文書は数枚程度になります。そのため、コピー代相当としては1枚10円のため1件あたり30円になります。</p> <p>実費を計算するのに、1件あたり10枚開示したとしてもかかる費用は100円となり、300件であれば、30,000円程度ご負担いただいていることになります。</p>
(事務局)	<p>補足させていただきますと、開示請求の場合、開示文書は1件あたり3～5枚程度が多いといった印象です。</p> <p>ただ一方で生活保護のケース記録等の請求があった場合に、その文書自体が200枚～300枚といったものも年に数件あるといった状況でございます。</p>
(委員)	<p>今のお話ですが、参考資料を見ますと、約60%の請求が1週間から2週間の日数がかかっていると思います。</p> <p>自治体職員が案件に関してどれだけの時間を費やしているのか等の人件費や調査費用は実際どのくらいかかっているのでしょうか。</p> <p>それが本当の実費であって、今のコピー代というのは紙代、印刷機代であって実費の概念がちょっと違うと思います。</p>
(委員長)	<p>直接的な実費と間接的な実費と2種類があるとは思いますが。</p>
(情報公開課長)	<p>事務を処理する事務手数料と、写しを作成する手数料という違いがあると思います。区でも事務手数料について考えるとすると、受付事務、文書を特定する事務、開示不開示を判断する事務、決定通知書を作成する事務、通知書を送付する事務等の基本的な所要時間を算出して、人件費として計算するとすると、相当大きな額になることが予想されます。</p> <p>国は手数料の算出根拠をそこまで詳しく示していませんが、とても2、300円で収まるような金額ではないかと思えます。事務手数料の実費をどう考えるかは難しい課題と捉えています。区としてもどのように積算していくのかシミュレーションをしていこうと思っています。</p>
(委員長)	<p>そういった間接的な実費まで含めるとなると、もちろん手数料の徴収額は9万円にはならないと思いますが、逆に広い意味での手数料を考えると、その金額を計算することにコストがかかってしまう面もあるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>職員の人件費等を含めると、それなりの金額になってきてしまうという面はございます。一方で、区民の方が利用しやすい金額を示す必要性ということもありますので、そことのバランスというか整合性を取ることになると簡単にはいかないもので、検討が必要な部分かと思えます。</p>

(委員長)	<p>有料化した場合に、コストを計算するためにコストがかかってしまうことについて、事務局案ではそれも検討した上で考えていただいているということよろしいということでしょうか。</p>
(事務局)	<p>そうですね。一応検討させていただいたのですが、やはり国のように 300 円というような金額にはなかなかならないのかなといったところです。</p>
(委員長)	<p>難しいですね。</p> <p>ご意見ご質問他にありますでしょうか。意見が分かれたので委員会としての賛否を取った方がいいかと思います。</p> <p>A 案について賛成か、賛成できないかということで決を採ってみたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、事務局の作成した A 案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
(各委員)	<p>6 名が挙手</p>
(委員長)	<p>では、反対の方は挙手をお願いします。</p>
(各委員)	<p>2 名が挙手</p>
(委員長)	<p>では、賛成多数ということで、委員会の意見としては A 案で決定させていただきます。次の案件に移らせていただきます。(4)「開示請求等の手続き」についてです。</p> <p>はじめに、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	<p>【資料 4 開示請求等の手続き（開示決定等の期限）】について説明</p>
(委員長)	<p>それでは、本件についての審議に入りたいと思います。</p> <p>その前に 1 点だけ確認させていただきたいのですが、開示請求等については原則 15 日以内となっているとのことですが、例外はあるのでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>資料の米印部分に記載のとおり、例外はあります。大量の文書の請求があった場合や文書の特定が難しい等やむを得ない場合については、例外的に 30 日を限度に延長可能となります。</p> <p>改正法においても例外規定については法律にあるとおりにしたいと考えています。</p>
(委員長)	<p>それでは、ご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
(委員)	<p>私は、B 案に賛成です。理由は、自治体の実態に応じたものであること、住民サービスとしてスピード感が大切であると思うので、それに合った対応になることになるからです。</p> <p>また、現行の制度よりも幅を持たせるというのは、求められている住民サービスに逆行するのではないかと思います。</p> <p>自治体で実行する際に不都合があれば、検討する余地があるが、現行でも 15 日で可能ならば B 案に賛成です。</p>
(委員)	<p>聞き逃したかもしれませんが、延長の規定は変えないということですか。</p>
(情報公開課長)	<p>延長の 30 日というのは、現行も改正法でも同じなので、変えない方向性</p>

	でおります。
(委員)	<p>延長の規定を変えないのであれば、現行のA案から変える理由はあるのでしょうか。訂正・削除・目的外利用の請求は数年に1回とのこととでしたので、条例の制定当初に目的をもって決められた規定があるのに、ことさら15日以内に揃える必要はあるのでしょうか。また、その場合に延長の規定を変えないのは不整合ではないのでしょうか。</p> <p>延長規定を変えないのであれば、すべて現行どおりのA案で不都合がないのではないという印象をもつのですがいかがでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>短くする大きな理由は特にありません。条例制定時の資料を見ると、対象文書の特定に時間がかかるため5日多く設定しているとありますが、改めて5日短縮しないといけないという大きな理由はありませんので、現行通りの方がわかりやすいといったご意見もごもっともだと思います。</p>
(委員長)	15日に揃えた積極的な理由はあるのでしょうか。
(情報公開課長)	同じ15日という方がわかりやすいのではという理由からです。
(委員長)	他に何かご意見ありますでしょうか。では、決を取ります。事務局の提案したB案に賛成の方は挙手をお願いします。
(各委員)	委員5名が挙手
(委員長)	A案にご賛成の方は挙手をお願いします。
(各委員)	委員3名が挙手
(委員長)	<p>では、A案ということで事務局案を承認することで、委員会の意見をまとめさせていただきます。</p> <p>それでは、次の案件に移ります。(5)「不開示情報」についてです。事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	【資料5 開示等請求における不開示情報について】 の説明
(委員長)	<p>改正法の内容と条例の内容を確認させていただきたいのですが、比較してみると、練馬区個人情報保護条例にあって改正個人情報保護法にないのは、条例の7号「法令等の規定により、開示することができないと認められるもの」これは条例にはあるが、改正法にないですね。ないけれども、個人情報保護法以外の法令によって開示することができないと定められていれば、条例ではその通りにしないといけないということは明らかということですね。</p> <p>では逆に、練馬区個人情報保護条例に規定がなく、改正個人情報保護法に規定があるのが改正保護法の4号「開示することにより、国の安全が害される恐れがあり、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ云々と要するに国の防衛上の秘密とか外交上の秘密などは開示しなくていいということが個人情報保護法にはあるけれども、条例はそういった局面が想定できないので、そういう規定はないということですね。</p> <p>非開示情報の範囲はほぼ同じとなっているのですが、ほぼ同じということとは厳密に言えば違うわけで、違う点は以上の点でよろしいでしょうか。</p>

(情報公開課長)	はい。
(委員長)	では、審議に入りたいと思います。何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。
(各委員)	挙手無し
(委員長)	よろしいですかね。では、そういうことでまとめさせていただきます。 本日の議事は以上でございます。事務局より連絡事項があるということですので、お願いいたします。
(情報公開課長)	<p>本日は様々なご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>報告書に記載しつつ、改めて審議会でも協議させていただきます。</p> <p>事務局から2点、連絡事項がございます。</p> <p>まず、本日机上に置かせていただいております、改正法条文およびガイドライン等のファイルにつきましては、各自お持ち帰りいただいても、机上に置いたままお帰りいただいても構いません。</p> <p>こちらのファイルにつきましては、今後も使用しますので、お持ち帰りになる場合には、お手数ですが次回の委員会の際にお持ちいただきますようお願いいたします。</p> <p>続いて、次回の予定でございますが、次回の委員会は6月27日午後3時からとなります。ご欠席される場合には、あらかじめ事務局までご連絡をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
(委員長)	<p>以上で、本日の委員会を終了いたします。</p> <p>皆様、本日はお忙しいところお疲れ様でした。</p>